

みやき町公告

医療費適正化プロジェクト事業 適正服薬推進業務実施事業者募集について公募型プロポーザルにより事業者を選考するため参加事業者を募集する。

令和8年9月3日

みやき町長 岡



1 概要

(1) 業務名

医療費適正化プロジェクト事業 適正服薬推進業務

(2) 業務概要

本町の国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の被保険者（以下「被保険者」という。）のうち重複服薬（同一月内に薬効が同じ医薬品を複数の医療機関から処方されたもの。併用禁忌を含む。）及び多剤服薬（同一月内に6種類以上の医薬品が処方されたもの。）の状況（以下「重複服薬等」という。）が疑われる方を対象として、薬剤師による訪問指導を行うことにより、用法・用量の誤りや飲み合わせによって生じる副作用等の健康被害（薬剤有害事象）の予防及び減薬による医療費の適正化を目指す。

2 応募要件

応募にあたっては、以下の要件を全て満たしていることを要する。

(1) 業務要件

- ① 本業務を確実に遂行することができる薬剤師及び車両を有している（雇用委託契約及びリース契約を含む）こと。
- ② 本業務の成果に関する情報の開示及び町が主催する発表の場等への出席について協力する意思があること。

(2) 資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ② 法人税、事業税、地方税を滞納していないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立てをしていないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続の申し立てをしていないこと。

- ⑤ みやき町暴力団排除条例（平成24年みやき町条例第1号）第2条第1号から第4号までに該当していない者。
- ⑥ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑦ 本業務の実施において必要となる各関係諸法令に基づくすべての許可及び免許を有すること。
- ⑧ 過去5年以内の営業等において法令に違反し、罰則等を受けたことない者であること。

3 応募手続

応募希望者は、医療費適正化プロジェクト事業 適正服薬推進業務実施事業者募集要項のとおり必要書類を提出し、期日までに提出しなければならない。

- (1) 提出先 みやき町役場 民生部 メディカルコミュニティ推進課
- (2) 提出期限 公告日から令和8年9月25日(金)まで

4 審査方法

医療費適正化プロジェクト事業 適正服薬推進業務実施事業者選定委員会において、提案書等についてのプレゼンテーションを実施し、提案内容の審査及び業務実施事業者の候補者の選定を行う。

5 審査結果の通知

業務実施事業者の候補者を選定した時は、速やかに全ての提案事業者に対し文書で通知する。

7 問い合わせ先

みやき町役場 民生部 メディカルコミュニティ推進課

所在地 〒 849-0111

佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1074番地3

市村清記念メディカルコミュニティセンター内

電話 0942-89-6320

メールアドレス medical@town.miyaki.lg.jp